

平成十三年三月十四日提出
質問第四五号

外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する質問主意書

提出者 金田 誠 一

外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する質問主意書

外務省ホームページに掲載された副大臣会見記録（平成十三年三月一日（木）十五〇〇〇）於…会見室）によると、松尾元室長が上司、同僚等に饗応接待を行っていたとの報道があったことを受けて同省の内部調査委員会が調査を行ったとのことであるが、それについて以下質問する。

- 一 この調査は書面による調査とのことであるが、その書面の設問の内容を明らかにされたい。
- 二 この調査に関して自ら事実関係を申告しなかった場合、あるいは書面に対して偽りの記述を行った場合にその職員の行為は、国家公務員法第九十八条第一項（法令及び上司の命令に従う義務）に違反する行為となるのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 今後の調査の過程において、今回の調査において自ら事実関係を申告しなかったり、あるいは書面に対して偽りの記述を行った職員が存在が明らかになった場合、当該職員に対する処分に関して政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。